別表六（二十一）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12第１項又は第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「基準雇用者割合 $\frac{(2)}{(1)}$ (3)」の欄は、「当期の開始の日の前日における雇用者の数（別表六(二十一)付表「３の①」－「４の①」） (1)」の欄が０である場合には、記載を要しない。

3　「(3)≧８％若しくは(3)≧10％又は(1)＝０の場合 60万円×(8)＋50万円×(10) (12)」の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号。次号及び第５号において「平成30年改正法」という。）附則第91条第１項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「(3)≧８％若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは(3)≧10％」を消すこと。

4　「(3)＜５％又は(3)＜10％の場合 30万円×(8)＋20万円×(10) (14)」の欄は、平成30年改正法附則第91条第１項の規定の適用を受ける場合には「(3)＜５％又は」を消し、その他の場合には「又は(3)＜10％」を消すこと。

5　「税額控除限度額 (12)、(13)又は(14) ((4)＜(5)の場合は０) (15)」の欄は、平成30年改正法附則第91条第１項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「(12)、(13)又は(14)」とあるのは、「(12)又は(14)」として記載すること。

6　「基準年度」の欄は、租税特別措置法第42条の12第１項の規定の適用を受ける又は受けた事業年度（同条第２項に規定する要件適格法人の(1)から(4)までに掲げる規定の適用を受ける事業年度及び同項に規定する要件適格連結法人の(5)から(9)までに掲げる規定の適用を受けた連結事業年度を含む。）を記載すること。

(1)　租税特別措置法第42条の11の３第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

(2)　(1)に掲げる規定に係る租税特別措置法第52条の２第１項又は第４項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定

(3)　(1)に掲げる規定に係る租税特別措置法第52条の３第１項から第３項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定

(4)　租税特別措置法第42条の11の３第２項の規定

(5)　租税特別措置法第68条の15第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

(6)　(5)に掲げる規定に係る租税特別措置法第68条の40第１項又は第４項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定

(7)　(5)に掲げる規定に係る租税特別措置法第68条の41第１項から第３項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定

(8)　租税特別措置法第68条の15第２項の規定

(9)　租税特別措置法第68条の15の２第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定

7　「適用年度」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　租税特別措置法第42条の12第４項第14号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、別表六(二十一)付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載すること。

(2)　(1)で記載した数のうち租税特別措置法第42条の12第２項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第４項第２号に規定する特定業務施設に係る数を当該各欄の内書に記載すること。

(3)　(1)及び(2)で記載した数の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

8　当該事業年度が１年に満たない場合（次号に規定する場合を除く。）には、「地方事業所特別税額控除限度額 30万円×((25)－(25の内書))＋20万円×(25の内書) (26)」の欄中「30万円」とあるのは「30万円×$\frac{\text{当期の月数}}{12}$」と、「20万円」とあるのは「20万円×$\frac{\text{当期の月数}}{12}$」として記載すること。

9　租税特別措置法施行令第27条の12第19項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する２年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合には、「地方事業所特別税額控除限度額 30万円×((25)－(25の内書))＋20万円×(25の内書) (26)」の欄中「30万円」とあるのは「30万円×$\frac{\text{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数}}{12}$」と、「20万円」とあるのは「20万円×$\frac{\text{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数}}{12}$」として記載すること。